

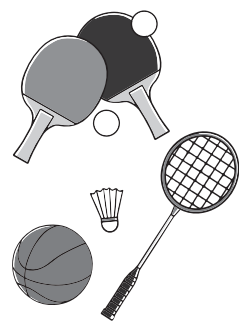
滝川市スポーツセンター 冬期指定種目

●第1体育館(11月～令和3年4月)				
区分	午前 9時～12時	午後1 12時～15時	午後2 15時～18時	夜間 18時～21時
月	休 館 日			
火	ミニバレー 自由	ミニバレー 自由	ソフトテニス(中学生) 自由	バドミントン バレーボール
水	バドミントン 卓球・バウンド	バドミントン 卓球	自由	バドミントン バスケット
木	自由	自由	自由	ソフトテニス(小学生・一般) 陸上
金	バドミントン 卓球・バウンド	バドミントン 卓球	自由	バドミントン バレーボール
土	ソフトテニス (小学生・一般)	ソフトテニス(中学生) 卓球	ソフトテニス(中学生) 自由	ソフトテニス (一般)
日	自由	自由	テニス・自由	テニス

●第2体育館(11月～令和3年4月)				
区分	午前 9時～12時	午後1 12時～15時	午後2 15時～18時	夜間 18時～21時
月	休 館 日			
火	バドミントン 自由	ソフトテニス (一般)	フットサル (小・中学生)	テニス
水	テニス	自由	ソフトテニス (中学生)	バスケット 卓球
木	ソフトテニス (一般)	自由	フットサル (小・中学生)	フットサル
金	テニス	自由	自由	バドミントン 卓球
土	フットサル (小・中学生)	自由	自由	自由
日	自由	自由	テニス	テニス

※専用利用(貸館)により、この指定種目表どおりには個人利用できない場合があります。詳しくは、各月に発行する利用予定表をご確認ください。

●滝川市スポーツ協会Tel23-4617



たきかわスカイパーク からのお知らせ

◆航空動態博物館の冬期開館日
11月14日(土)から4月初頭までの期間は平日のみの開館となり、土・日曜日、祝日および年末年始(12月21日)は令和3年1月3日(日)は休館します。

◆グライダーのフライト終了
今年のフライトは11月7日(土)で終了します。
●タキかわスカイパークTel24-3255

生活

家屋の新築・増築・改築 および取り壊しの 届け出について

固定資産税・都市計画税は毎年1月1日現在、市内の土地や建物を所有している方に対して課税されます。法務局に登録されていない家

屋を今年中に新築・増築・改築または取り壊しをしたときは税務課(市役所3階)4番窓口へ届け出が必要です。

▼家屋を新築・増築・改築したとき(車庫・物置なども含みます)
翌年度より課税となりますので税額を算出するために評価します。

届出がない場合は、さかのぼって課税されることがあります。

▼家屋を取り壊したとき(車庫・物置なども含みます)
翌年度の課税から除くために現地確認をします。

届け出がない場合は、翌年度も引き続き課税されることがありますのでご注意ください。

※詳しくはお問い合わせください。
●税務課Tel28-8020

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた中小事業者の固定資産税・都市計画税の軽減措置について

新型コロナウイルス感染症およびそのまん延防止措置の影響により事業収入が減少した中小事業者等に対して、令和3年度課税分に限り、償却資産および事業用家屋に係る固定資産税・

●保険医療課Tel28-8016

市・道民税の特別徴収の完全指定および給与支払報告書(総括表)の送付について

事業主は、地方税法の規定により、従業員の個人住民税を特別徴収することが義務づけられています。

●個人住民税の特別徴収とは
所得税の源泉徴収と同様に、従業員の個人住民税を毎月の給与から天引きし、市に納入する制度です。

●対象の事業所について
特別徴収を実施する義務があると思われる事業所には、11月中に総括表を送付します。従業員の給与支払報告書(個人別明細書)とともに提出し、令和3年度からの特別徴収に対応していただくよう準備をお願いします。

また、総括表が届いていない事業所についても、従業員に市・道民税が課税される場合には、原則特別徴収の方法により市・道民税を納めていただくことになり、また、ご承知おきください。

提出先 令和3年1月1日現在従業員が10人以上の市町村提出期限 令和3年2月1日(月) 税務課Tel28-8019

都市計画税の負担を軽減します。対象となる納税義務者 いずれかの条件に該当する法人または個人

●資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
ただし左記①、②の場合は除く
①同一の大規模法人に発行済株式の総数または出資総額の2分の1以上を所有されている法人
②2人以上の大規模法人に発行済株式の総数または出資総額の3分の2以上を所有されている法人

●資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人

●常時使用する従業員数が1,000人以上の個人

●対象となる資産 償却資産および事業用家屋に係る令和3年度分の固定資産税・都市計画税
※土地や住宅用家屋に係る固定資産税・都市計画税は対象外
軽減率 令和2年2月から10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入が、前年同期比と比べて、次の条件に当てはまる場合、固定資産税・都市計画税の課税標準額を2分の1またはゼロに軽減します。
●30%以上50%未満の減少の場合 2分の1

自転車駐輪場の冬期閉鎖

市内7か所の自転車駐輪場は、冬期間閉鎖しますので、自転車は閉鎖日までにお引き取りください。なお、期日までに引き取られなかった自転車は、放置物件として処理しますのでご注意ください。

閉鎖箇所 駅前広場駐輪場、滝川市自転車駐輪場、JR駐輪場、横駐輪場、大町3丁目1番駐輪場、大町4丁目1番駐輪場、江部乙中央通駐輪場、市役所敷地内駐輪場

閉鎖日 11月30日(月)
●問い合わせ支援課Tel28-8012



犬の飼い方のルールとマナーについて

他の人に迷惑をかけないように飼いはルールやマナーを守るようにしましょう。

有料広告

広告

1 犬の放し飼いは、やめましょう
犬の放し飼いは、滝川市畜犬取締り及び野犬掃討条例により禁止されています。

道路や公園、河川敷などで散歩させるときはもろんごのことで、自宅敷地であっても、必ずリードを使用して他人の迷惑にならないようにする必要があります。自分の犬は、「人に危害を与えない」「逃げない」というのは理由になりません。放たれた犬は野犬とみなし、捕獲される可能性があります。

放し飼いをしないことは、飼い主としての基本ルールです。
2 犬のフンは、持ち帰りましょう
散歩時の犬のフンを持ち帰ることは、飼い主としての最低限のマナーです。

3 飼育場所を清潔にしましょう
近所に不快感を与えないように、また犬の健康のため、飼育場所は常に清潔にしましょう。

4 犬に無駄ほえをさせないようにしましょう
犬の無駄ほえは、近所迷惑となります。ほえる原因となるものを除き、愛情をもって根気よくしつけることが大切です。

●問い合わせ支援課Tel28-8013

11月は児童虐待防止 推進月間です

●50%以上の減少の場合ゼロ提出期限 令和3年2月1日(月) 申請方法 市公式ホームページに掲載されている申請方法(市公式ホームページ↓組織案内↓税務課↓「中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る令和3年度分の固定資産税・都市計画税の軽減措置について」)をご確認のうえ認定経営革新等支援機関等の確認を受け、必要書類とともに税務課(市役所3階)4番窓口へ提出してください。

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。あなたの気付きによって大切な命が守られます。虐待かもしれないと思ったらすぐにお電話ください。
○いつも子どもの泣き声がある。
○不自然な傷が多い子どもがいる。
○服装が季節や体に合っていない子どもがいる。

○夜遅くまで外にいたり、帰りがたがらない子どもがいる。
○小さな子どもを置いて頻繁に外出している。 など
※通報者のプライバシーは法律で保護されます。匿名での通報

11月30日は年金の日

日本年金機構では、毎年11月を「ねんきん月間」と位置付け、11月30日(いいみらい)を公的年金制度に対する理解を深めていただくため「年金の日」としています。

●年金に係る予約相談について
年金請求の手続きや、受給している年金について、相談を希望する方は、砂川年金事務所窓口の予約相談をご利用ください。相談者のご都合にあわせて、スムーズに相談ができます。

●相談の予約について
○1か月前から前日まで受け付けます。
○ご予約の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳、年金証書等をご用意ください。
○予約受付専用電話 0570-054890